

「民主導・自律型システム」の確立に向けた新たな規制改革の推進方策について 日本経団連新ビジョンに基づく規制改革プログラムの提案

2003年5月20日
日本経団連産業本部

『規制改革基本法(仮称)』の制定 スピード感ある大胆な規制改革推進のための枠組の整備

規制改革が目指すもの: 企業や個人の創意工夫の発揮による新規事業の創出など、民間主導による経済活性化の実現を通じた雇用の拡大や国際競争力の強化

当面の重要改革課題

民間の創意工夫の最大限発揮による経済活性化と競争力強化 ビジネスニーズに基づく個別規制改革の推進のためのルール整備

- (ア) 集中的・網羅的な要望の発掘
- (イ) 各省の対応状況などの情報公開の徹底(ホームページへの掲載等)
- (ウ) 折衝結果のフィードバックと各省との再折衝
- (エ) 結果の取りまとめならびに公表

上記ア～エを1年に複数回実施する。

不要な新設規制の抑制による自由な民間事業活動の確保 政策評価の観点からの規制の新設審査ならびに第三者評価の実施

- (ア) 規制の必要性・内容の妥当性・功罪等につき、所管省庁が第1次評価を実施・公表する。
- (イ) 統一的・総合的・客観的な評価・審査を行なう体制を整備し、第2次評価・審査を実施する。
- (ウ) 第2次評価・審査の重要事項につき、後継機関などによる第三者評価を活用する。

上記ア～ウの結果、規制を新設する際には、原則として、廃止を含め見直す条項を付す。

事前規制から事後チェック型行政への転換の徹底 民間事業活動に係る規制の分野横断的な見直し

- (ア) 民間事業活動に課せられている規制全般について分野横断的に、その必要性の有無を評価。
- (イ) 経済社会環境の変化に伴い、意義が薄れ、実効性が失われたと判断されるものについては、見直し基準(別紙)に沿って集中的に見直す。
- (ウ) 存続する規制についても、事業活動の妨げや競争阻害要因とならないよう、必要最小限に留める。

上記ア～ウを概ね3年毎に実施する。

規制改革の集中的・総合的・計画的な推進 新たな「規制改革推進計画」の策定

- (ア) 個別規制の改革()、分野横断的な見直し()等により、2004年度から始まる新たな規制改革推進計画を策定する。
- (イ) 計画は、後継機関を含めた内外からの意見・要望などを踏まえ、毎年度改定する。
- (ウ) 概ね3年毎の改革期間を設け、計画に盛り込まれた事項は、この期間内に実施を完了するものとする。
- (エ) 概ね3年毎の改革期間終了時には、当初計画策定時と同様の作業を行ない、全面的に改定する。

上記ア～エの結果、引き続き存続させる規制については、所管省庁が、その必要性、根拠等を明確にするものとする。

、 、 においても、所管省庁が同様の立証責任を果たすものとする。

上記課題を実現するための推進機関

(総合規制改革会議の後継機関の設置等)

構成: 規制改革について優れた知識・経験を有する民間人を主体とする組織

委員長 内閣総理大臣により任命、委員 委員長の推薦に基づき内閣総理大臣が任命

主な任務: 規制改革の推進に係る上記 ～ の重要事項を調査・審議・監視し、その結果を内閣法の規定に基づく措置(発議権の行使、行政各部の指揮監督等)を講じることを含め、内閣総理大臣に意見具申。

事務局: その長も含めて、行政の内外より改革志向の人材を集める。

2003年度末までは、総合規制改革会議が上記重要課題を実施・検討する。

その他の改革課題

規制の制定・改廃・運用に係る手続の充実

- a. パブリックコメント手続の法制化等
- b. 日本版ノーアクションレター制度の改善
- c. 行政手続法の遵守と見直しの検討
- 地方公共団体における取り組み
 - a. 地方における国に準じた措置
 - b. 地方自治法に基づく国の措置
- 政府のガバナンス機能の見直し
 - a. 中央省庁等改革で導入された制度・組織の活用
 - b. 公務員制度全体の再検討